平成２４年（フ）第２１０号
愛知県春日井市春日井町字土合22番地１　セジュール・ド・アイ202号
債務者　東郷　　愛
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４０号
山口県岩国市川下町３丁目２番14号
債務者　後藤田ゆきみ
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７号
山口県岩国市今津町１丁目９番16―402号
債務者　谷重スマコ
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０号
山口県岩国市美和町滑102番地１
債務者　森本　勝美
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県中間市中央４丁目19番５号
債務者　橋本　紀子
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４５号
佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田550番地１
債務者　原田　幸枝
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島595番地１
債務者　原田　直幸
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
広島県福山市西町２丁目11番29号、旧住所広島県三原市本町２丁目４番６―802号
債務者　中川　浩行
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３５０号
福岡県田川郡福智町赤池371番地116
債務者　硲　　末弘
１　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
岩手県北上市村崎野18地割295番地６
債務者　柏崎美也子
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１８号
岩手県北上市藤沢22地割49番地１　シティハウス藤沢ⅡＡ―103号、前住所岩手県北上市常盤台２丁目７番28―102号　ペアパレスＣＨＩＢＡ
債務者　左澤さおり
１　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２２号
岩手県花巻市四日町２丁目１番８号　牛崎アパート１号、前住所岩手県花巻市上根子字熊堂162番地
債務者　平賀　隆雄
１　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第８３号
千葉県松戸市金ケ作420番地の４　田中ハイツ101号
債務者　青木　　司
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０２号
千葉県柏市新富町１丁目２番51号　ピソ南柏202号
債務者　市原恵美子
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０３号
千葉県松戸市胡録台77番地
債務者　市原　光浩
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０５号
千葉県松戸市小金上総町16番地の９　イーリス104号
債務者　桑原美賀子（旧姓湯原・渡部）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０６号
千葉県柏市篠籠田478番地１　ガーデンビレッジ柏２棟101号
債務者　中村　志保
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部